

北極圏国における入国制限措置の現況

国

ノルウェー

最新情報の更新日	12月14日				
入国情況	日本国パスポート所持者は入国可	入国情況	原則10日（受検により短縮可）	入国情況	要（入国前24時間以内）
日本のワクチン接種証明書の有効性	無効	日本帰国後の隔離	14日=検疫所が確保する宿泊施設6日+自宅等8日（12月14日時点）		

入国制限および検疫措置の詳細

【外務省海外安全HP大使館からの安全情報11月26日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=123423>

1 日本からノルウェーに入国する場合の検疫措置

日本からノルウェーへ入国する場合は、以下(1)から(4)の検疫義務が課されます。なお、日本のワクチン接種証明は、現在(11月26日時点)、ノルウェーでは使用できませんが、QRコード付きのノルウェーのコロナ証明書及びEUの新型コロナウイルス証明制度に連携した証明書の所持者は(2)から(4)が免除されます((1)は免除されません)。

(1)ノルウェー入国前登録:<https://reg.entrynorway.no/?lang=en> (但し16歳未満は免除)

(2)ノルウェー入国前24時間以内に受検した陰性証明書の提示(但し18歳未満は免除)

(3)ノルウェー入国時の検査(費用は無料)

(4)ノルウェー入国後の自己隔離(原則10日間)。ただし、入国から3日後の検査で陰性となれば自己隔離を解除することも可能。18歳未満の者については、自己隔離措置はないが、入国3日後の検査が推奨される。)。

(5)その他、詳細は以下のウェブサイトでご確認ください。

○ノルウェー政府発表(11月19日付)<https://www.regjeringen.no/en/aktuelt/new-measures-to-apply-to-entry-into-norway/id2888683/>

○ノルウェー保健当局ポータルサイト(helsenorge)(11月26日付)<https://www.helsenorge.no/en/coronavirus/international-travels/#Travel-registration-form>

2 日本国パスポート所持者への入国情況

ノルウェー入管法においてノルウェーに入国する権利を有する者は、ノルウェーへの入国が認められるようになりました。ノルウェー側のビザが免除される場合の詳細確認が必要な場合は、駐日ノルウェー大使館やノルウェー移民局(UDI)へご照会ください。

○駐日ノルウェー大使館(ビザに関するFAQ)

<https://www.norway.no/ja/japan/services-info/visitors-visa-res-permit/faq/faq22/>

○ノルウェー移民局(UDI)

<https://www.udi.no/en>

【外務省海外安全HP大使館からの安全情報12月3日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=123848>

ノルウェー入国情況の検査要件の強化

(1) 12月3日(金)午前の時から、ノルウェーに到着する全ての者は、ワクチン接種の有無を問わず、原則ノルウェー入国に際して検査を受ける必要がある。

(2) ノルウェー保健局及び公衆保健研究所(FHI)の勧告に沿って、ノルウェーに入国するすべての者が検査を受けるよう、国内規制が改正された。国境検査所に検査所がある場合は、そこで検査を行い、検査所がない場合は到着から24時間以内に検査を受ける必要がある。後者の場合、公共の検査所で抗原簡易検査を受けるか、セルフテストで抗原簡易検査を実施するかを選択できる。抗原簡易検査が陽性の場合、公共の検査所における受検かセルフテストによる受検かに拘わらず、できるだけ早く、遅くとも24時間以内にPCR検査を受けることが義務づけられる。これは、ワクチン接種完了者及びCovid-19罹患者にも適用される。12歳以上の入国者は、接触の回避ができない公共の場において、検査結果が陰性と判断するまでマスクを着用しなければならない。

(3) このプレスリリースの詳細は下記でご確認ください。

<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/alle-som-kommer-til-norge-ma-teste-seg-etter-ankomst/id2890574/>

【外務省海外安全HP大使館からの安全情報12月11日更新】<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=124407>

入国情況・自己隔離措置対象国(地域)の変更(色分けの変更)

12月13日(月)午前0時より、各国・地域の色分けは以下のとおりとなる予定です。なお、日本からの入国に関しては、(参考3)「ライトグレー(その他の国(地域))」をご参照ください。また、北欧各国は地域毎に色分けがされているため、詳細は(参考1)及び(参考2)をご確認ください。

○「緑」:なし

○「オレンジ」:なし

○「赤」:ブルガリア、イタリア、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スペイン、バチカン

○「濃い赤」:アンドラ、ベルギー、エストニア、フランス、ギリシャ、アイルランド、アイスランド、クロアチア、キプロス、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、モナコ、オランダ、ポーランド、スロバキア、スロベニア、イギリス、イス、チェコ、ドイツ、ハンガリー、オーストリア

(参考1) 今次発表の詳細は、以下のプレスリリースをご参照ください。

入国情況・自己隔離措置対象国(地域)の変更(12月10日付)<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/endringer-i-innreiseregler-for-land-og-områder9/id2891724/>

(参考2) FHIの感染状況基準を満たす国及び地域(各国・地域の色分け)の最新情報は以下のFHIホームページの地図をご参照ください(但し、10日現在、上記の発表に伴う変更は反映されておらず、毎週日曜日深夜に更新される予定です)。

<https://www.fhi.no/en/op/novel-coronavirus-facts-advice/facts-and-general-advice/entry-quarantine-travel-covid19/>

(参考3) 色毎の入国情況及び検疫措置の基準・概要等は、以下を参照ください。なお、日本は「ライトグレー(その他の国(地域))」に指定されています。https://www.noemb-japan.go.jp/itpr_ja/11_00001_00551.html

※研究目的でスバルバル諸島ニーオルスンへ渡航する方は、渡航目的が明記された在職証明書およびサポートレター(通常はノルウェー極地研究所発行)が必要です。最終的な入国情況はノルウェー当局により判断されます。

アイスランド				最新情報の更新日	12月15日		
入国可否	ワクチン接種者等を除き原則禁止	入国後の隔離	5日後の検査で陰性が判明するまで	入国前の陰性証明提示	要（出国前72時間以内）		
日本のワクチン接種証明書の有効性	有効	日本帰国後の隔離		14日=検疫所が確保する宿泊施設3日+自宅等11日（12月14日時点）			
入国制限および検疫措置の詳細							
【在アイスランド日本国大使館7月19日更新】 https://www.is.emb-japan.go.jp/corona20210719.html アイスランド政府は19日、ワクチン接種済みであっても、すべての旅行客に対しフライト出発前72時間以内に実施したPCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書の提出を、27日から義務付けると発表しました。 詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。 アイスランド政府 https://www.govt.is/news/article/2021/07/19/COVID-19-test-certificate-required-before-departure-for-vaccinated-travellers/							
【アイスランド政府9月29日情報】 https://www.govt.is/diplomatic-missions/embassy-article/2021/09/29/COVID-19-The-rules-about-restrictions-at-the-border-will-be-changing-as-of-1-October/ 10月1日現在の国境制限 アイスランドと関係のある旅客は、COVID-19の陰性証明を国境で提示する必要がなくなる。しかし、ワクチン接種状況に関わらず、到着したら受検する必要がある。アイスランドと関係のないワクチン接種済みの旅客は、到着時の受検の代わりに72時間以内に受検したCOVID-19の陰性証明を提示する必要がある。もし、ワクチン未接種である場合は5日間の隔離の間に2回受検する必要がある。ワクチン完全接種者は感染歴証明書を持つ者と同じ規則が適用される。全ての渡航者は指定サイト（ https://visit.covid.is/ ）で事前登録する必要がある。							
【外務省海外安全HP（アイスランド）12月15日確認】 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Iceland2 以下の者を除き、日本からの必要不可欠でない渡航（※）は原則禁止する。 ア 有効なワクチン接種証明書（※2）又は新型コロナ感染歴証明書の所持者 イ アイスランド、EEA/EFTA、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン、英國居住者及びその家族 ウ アイスランド居住者と交際関係にある者							
※「必要不可欠な渡航」の詳細については以下HP参照。 https://www.logreglan.is/english/regarding-travel-restrictions-to-iceland-as-a-result-of-covid-19/							
【外務省海外安全HP（アイスランド）12月15日確認】 https://www.govt.is/diplomatic-missions/embassy-article/2021/09/29/COVID-19-The-rules-about-restrictions-at-the-border-will-be-changing-as-of-1-October/ 全渡航者に対して、渡航前の指定サイト（ https://visit.covid.is/ ）での事前登録に加え、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査陰性証明書（※1）の提示、空港でのPCR検査及び入国から5日後の各地診療所での2回目のPCR検査の受検を要請する。2回目の検査までは自己隔離を行う必要があり、2回目の検査で陰性になった場合に隔離を終えることができる。ただし、ワクチン接種済みの証明書（※2）又は感染歴証明書を所持する者について、入国から5日後の再検査及び2回目の検査までの自己隔離は措置の適用外となる。							
※1 氏名、生年月日、検査日及び証明書の発行日、検査が行われた場所の住所、証明書の発行元の機関名及び電話番号、検査の種類（PCR検査又は抗体検査（ELISA/serologic assay））並びに検査結果が英語、アイスランド語、デンマーク語、ノルウェー語又はスウェーデン語のいずれかで記載されている必要がある。また、2回目のワクチン接種日から2週間経過している必要がある。							
※2 詳細は https://www.landlaeknir.is/um-embaettid/greinar/grein/item44162/Certificate-of-vaccination-against-COVID-19-accepted-at-the-border を参照。							

スウェーデン				最新情報の更新日	12月15日		
入国可否	原則禁止	入国後の隔離	なし	入国前の陰性証明提示	要（入国前72時間以内）		
日本のワクチン接種証明書の有効性	無効	日本帰国後の隔離	14日=検疫所が確保する宿泊施設6日+自宅等8日（12月14日時点）	入国制限および検疫措置の詳細			
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報11月1日更新】 https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojMailDetail.html?keyCd=122449							
1 スウェーデンへの一時的入国禁止措置の延長等							
<p>(1) スウェーデン政府は、10月31日までを期限として、海外からの渡航者の一時的入国禁止措置を実施していましたが、同措置の期限が延長されます。日本からスウェーデンへの入国に関しては、入国禁止措置の免除事由（例：スウェーデン国籍保持者、EUワクチン接種証明書所持者、スウェーデン居住許可保持者、特に緊急な入国の必要性が認められる者、スウェーデンにおいて必須の機能を果たす者等）がない場合は、一時的入国禁止措置の対象となります。一時的入国禁止措置の免除事由がある場合も、入国に当たっては、EUワクチン接種証明書若しくは同等のワクチン証明書発行国と認められる国で発行されたワクチン接種証明書又は入国前72時間以内のPCR検査の陰性証明書の提示が必要です。現在のところ、日本を含むEEA諸国（※）外の国からの入国禁止措置は2022年1月31日まで適用されることとなっています。</p> <p>なお、日本からスウェーデンにEEA諸国又は北欧諸国を経由して渡航する場合、当該国における入国審査を通過した場合は、当該国に対するスウェーデンの規制が適用されます。</p> <p>(※) 本文脈では、EEA諸国のかた、イスラエル、モナコ、サンマリノ、バチカンが含まれます。</p> <p>(2) スウェーデン公衆衛生庁は、症状の有無にかかわらず、免除の対象となる者を除き、海外から入国した者に対し、入国後のPCR検査を勧告しています。スウェーデン入国の2週間前までに、日本においてワクチン接種が完了している場合には、同勧告の適用は免除されます。</p> <p>詳細は、下記のスウェーデン政府プレスリリースの他、スウェーデン警察公式サイト等をご確認ください。</p> <p>●11月1日からの入国規制（スウェーデン政府プレスリリース（英語）） https://www.government.se/press-releases/2021/10/extended-ban-on-entry-to-sweden-and-exemptions-for-fully-vaccinated-travellers-from-us-and-other-countries/</p>							
【外務省海外安全HP（スウェーデン）12月15日確認】 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Sweden1							
EUのデジタル証明書を所持している渡航者以外、原則として日本からの入国を禁止する。							
【外務省海外安全HP（スウェーデン）12月15日確認】 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Sweden2							
免除事由があり日本から例外的に入国する場合、入国に当たって、EUワクチン接種証明書若しくは同等のワクチン接種証明書発行国と認められる国（日本は認められていない）で発行されたワクチン接種証明書又は入国前72時間以内のPCR検査の陰性証明書（注）の提示が必要。							
<p>なお、日本からスウェーデンにEEA諸国又は北欧諸国を経由して渡航する場合、当該国における入国審査を通過すれば、当該国に対するスウェーデンの規制が適用される。</p> <p>スウェーデン政府は、症状の有無にかかわらず、海外から入国した者に対し、入国後のPCR検査を勧告している。ただし、スウェーデン入国の2週間前までに、日本においてワクチン接種が完了している者については、同勧告の対象とならない。</p>							
(注) 陰性証明書の要件は以下のとおり。							
<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査、抗原検査、LAMP検査のいずれかであること ・被験者の氏名、検体を採取した日時、実施した検査の種類、検査結果、証明書の発行者が記載されていること ・スウェーデン語、英語、語又はデンマーク語で明確に記載されていること 							

フィンランド				最新情報の更新日	12月15日		
入国可否	ワクチン接種者等を除き原則禁止	入国後の隔離	必要書類を提示できない場合は隔離	入国前の陰性証明提示	要（入国前72時間以内）		
日本のワクチン接種証明書の有効性	有効	日本帰国後の隔離	14日=検疫所が確保する宿泊施設3日+自宅等11日（12月14日時点）	入国制限および検疫措置の詳細			
【在フィンランド日本国大使館9月24日更新】 https://www.fiemb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00011.html 8月5日、フィンランド政府は日本からの入国規制を8月9日より再開する旨発表しました。フィンランドへの渡航を検討している方は、入国情報等をご確認ください。 https://valtioneuvosto.fi/en/-/1410869/changes-to-restrictions-on-entry-at-external-borders （フィンランド首相府）							
【外務省海外安全HP（フィンランド）12月15日確認】 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Finland1 日本からの入国を原則禁止する。ただし、有効なワクチン接種証明書（※）を所持する者、EU加盟国・シェンゲン域内国居住者、医療従事者、国際機関従事者、貨物輸送業従事者、その他人道的配慮を要する者等については入国を許可する。 ※ フィンランド政府が有効と判断するワクチンの接種が完了しており、接種完了日から14日以上が経過している必要がある。							
【外務省海外安全HP（フィンランド）12月15日確認】 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Finland2 ア 日本からの入国に際しては、原則として、有効なワクチン接種証明書（※）を所持している必要がある。 イ 以下のいずれかを提示する場合、入国時及び入国後の検査並びに自己隔離の義務を免除する。 (ア) 有効なワクチン接種証明書（2回で有効とされるワクチンについては2回の接種が必要。）（※） (イ) 過去6か月以内の新型コロナウイルス感染歴証明書 ウ 以下のいずれかを提示する場合、入国時の検査は免除されるが、入国後3～5日以内の検査受検、及び陰性結果が出るまでの自己隔離を要する。 (ア) 2回接種を要する有効なワクチンの1回目の接種が、入国の14日前までに完了していることを示す証明書 (イ) 入国前72時間以内の陰性証明書 エ 以上のいずれの書類も提示できない者は、入国時及び入国後3～5日以内の検査受検、及び陰性結果が出るまでの自己隔離を要する。 ※ フィンランド政府が有効と判断するワクチンの接種が完了しており、接種完了日から14日以上が経過している必要がある。							

デンマーク				最新情報の更新日	12月15日
入国可否	ワクチン接種者等を除き原則禁止	入国後の隔離	ワクチン接種者はなし	入国前の陰性証明提示	ワクチン接種者は不要
日本のワクチン接種証明書の有効性	有効	日本帰国後の隔離		14日=検疫所が確保する宿泊施設6日+自宅等8日（12月14日時点）	
入国情制限および検疫措置の詳細					
【外務省海外安全HP大使館からの安全情報10月14日更新】 https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=121260					
1 渡航規制（渡航勧告及び入国情制限）の正常・簡素化 10月13日、デンマーク外務省は、渡航規制（渡航勧告及び入国情制限）の正常・簡素化に関する政党間合意について発表しました。渡航勧告は10月15日から、デンマークへの入国情制限の緩和は10月25日から適用されます。これにより、10月25日以降、日本からデンマークに渡航する場合、ワクチンを接種していない方は、引き続き入国情の検査や隔離を求められますが、これまで求められていた承認に値する入国情的や入国情前72時間のPCR検査の陰性結果は不要になるとされています。有効なワクチン接種証明書をお持ちの方は、引き続き検査や隔離などの入国情制限は課されないとしています。概要は以下のとおりです。 (デンマーク外務省・プレスリリース) https://um.dk/da/nyheder-fra-udenrigsministeriet/newsdisplaypage/?newsID=32C88BAF-0C33-4363-AEB7-C0F2B102DB2E					
(1) 渡航勧告（デンマークから海外向け・10月15日から適用） ●デンマーク外務省の渡航勧告は、当該国におけるCOVID-19の感染状況ではなく、テロ、戦争、情勢不安等、旅行者にとっての安全要素で色分けされるように正常化される。 ●多くの国において、依然としてCOVID-19の制限が存在する。そのため、デンマーク人旅行者は、今後は、渡航勧告上の安全レベル及び大使館のCOVID-19のウェブページに掲載されている目的地の入国情規則を参照する必要がある。 ●ワクチンを接種していない旅行者は、デンマーク帰国後に適用される検査及び隔離要件に関する制限について、 coronasmittet.dk で確認することが可能。 ●ワクチンを接種していない者は、ワクチンを接種していない場合は入国情があるため要注意。					
(2) 入国情制限（外国からデンマーク向け・10月25日から適用） ●EUおよびシェンゲン協定加盟国においては、ワクチン接種完了者、過去に感染した者、陰性結果を有する者は、制限なくデンマークに入国情となる。その他の者は、デンマーク入国情後24時間以内に検査を受ける必要がある。この要件は、デンマーク国籍またはデンマークの永住権を持つ者がデンマークに入国情する際にも適用される。 ●全世界において、承認に値する入国情目的の要件及び入国情の検査義務が撤廃される。 ●警察によるCOVID-19関連の国境コントロールは終了する。 ●OECD加盟国(日本が該当)、デンマークが(入国情を)開放しているEUが発出したポジティブリストの国、EUのコロナ・パスポート制度と引き続き連絡している国からのワクチン接種完了者(有効なワクチン接種証明書所持者)は、検査や隔離の必要なくデンマークに入国情。 ●デンマークが(入国情を)開放しているEUが発出したポジティブリストの国から入国情するワクチン未接種者は、入国情後に検査が必要。 ●その他の国からの旅行者(ワクチン未接種者)は、入国情後に検査を受け、隔離する必要がある。 ●クルーズ観光においては、乗船前のコロナパスの要件の他、船内での感染発生に備えてデンマーク上陸前の検査要件が適用される。					
日本の各自治体が発行するワクチン接種証明書はデンマークで有効とされていますが、以下の要件に合致している必要があります。 ●氏名、生年月日、ワクチンの種類、ワクチンの接種日が証明書に記載されていること ●欧州医薬品庁(EMA)に認められているワクチン(ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ及びジョンソン&ジョンソン)を接種していること ●ワクチン接種後14日間(2回接種が必要なワクチンは2回目接種から14日間)経過していること ●ワクチンを完全接種後12ヶ月経過していないこと					
【外務省海外安全HP（デンマーク）12月15日更新】 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Denmark1 以下の場合を除き、日本からの必要不可欠でない渡航（※1）は禁止する。 ア ワクチン接種証明書の所持者 イ デンマークにおける居住許可証を有する者 ※1 「必要不可欠な渡航」の詳細については以下HP参照。 https://en.coronasmittet.dk/rules-and-regulations/entry-into-denmark/foreigners-resident-abroad					
【外務省海外安全HP（デンマーク）12月15日更新】 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Denmark2 日本からの渡航者のうち、デンマークに居住する者、有効なワクチン接種証明書を保持する者又は新型コロナウイルス感染歴証明書を保持する者以外に対して、入国情に入国情前72時間以内に受検したPCR検査陰性証明書又は入国情前48時間以内に受検した抗原検査陰性証明書の提示を求める。また、入国情時に空港内で無料の検査を受検することに加えて、原則10日間の自己隔離を要請する。					

ロシア				最新情報の更新日	12月14日		
入国可否	定期便で入国する場合は可能	入国後の隔離	ビジネス出張者等は実施義務なし	入国前の陰性証明提示	要（入国前48時間以内）		
日本のワクチン接種証明書の有効性	証明証を求めない	日本帰国後の隔離	沿海地方、モスクワ市からの帰国は14日=検疫所が確保する宿泊施設3日+自宅等11日（12月14日時点）	入国制限および検疫措置の詳細			
【在ロシア日本国大使館4月23日更新】 https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20210423.html							
1. ロシア当局は、4月16日から日本を含む次の29カ国との間の往来について制限を緩和し、それらの国の国籍者が、往来制限が緩和された国のいずれかからの定期便で入国する場合には入国を認めることとなりました。これにより、日本国籍者のロシア入国にあたっては、従来の直行便だけでなく、これらの国の経由便も利用できることになります。また、ロシアからこれらの国を直接往復することも可能となります。 (4月22日時点での定期便再開国) アゼルバイジャン、アラブ首長国連邦、アルメニア、インド、ウズベキスタン、英国、エジプト、エチオピア、カザフスタン、カタール、韓国、キルギス、ギリシャ、キューバ、シリア、シンガポール、スイス、スリランカ、セイシェル、セルビア、タジキスタン、タンザニア、ドイツ、トルコ、日本、フィンランド、ベネズエラ、ベトナム、モルディブ							
2. ただし、上記1の国のうち、次の国との間では、現在、現地の感染状況の悪化により、定期便の一時停止など、往来が制限されています。それぞれの国の感染状況によっては緩和策の中止や検疫の強化などが急に導入されることがあります。ロシアへの再入国情用ビザの取得可否の確認も含め、渡航にあたっては十分にご注意ください。							
<ul style="list-style-type: none"> ・英國 6月1日まで定期便は一時的に停止 ・トルコ 6月1日まで一部を除き定期便は一時的に停止 ・タンザニア 6月1日まで定期便は一時的に停止 							
3. ロシア入国後の検疫手続きや自己隔離措置については引き続き維持されます。また、入国する外国人に対しては無作為抽出による検査が導入されますので、空港係官の指示があったら、それに従ってください。							
<ul style="list-style-type: none"> ・継続される検疫措置 ロシア入国前3日以内に受検した英文又は露文陰性証明書の提示 労働許可を受けた外国人労働者（HQSを含む）とその家族の入国後14日間の自己隔離実施（注：ビジネス出張者、旅行者などは自己隔離の実施義務なし） ・新たな検疫措置 外国から到着した外国人に対する無作為抽出による検査 							
【在ロシア日本国大使館12月8日更新】 https://www.ru.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20211208.html							
<ul style="list-style-type: none"> ●12月8日から、外国人のロシア入国に際し提示が義務付けられているPCR検査の陰性証明書につき、これまでの「入国前3日(72時間)以内」から「入国前2日(48時間)以内」に短縮されます。 ●政令では「到着前3日以内」が「到着前2日以内」に変更となりましたが、これまでも「3日」を「72時間」として運用が行われてきており、今回の「2日」についても「48時間」という運用になるものと思われます。 							
1. 12月7日、ロシア当局は、外国人に対して義務付けられた「ロシアへの到着直前3日(72時間)以内に受けたPCR検査の結果としてコロナ陰性であることを証明する文書（ロシア語又は英語のもの）の提示」を「ロシアへの到着直前2日(48時間)以内に受けたPCR検査の結果」に短縮することを決定しました。この政令は12月8日から施行されます。							
2. つきましては、今後のロシアへの渡航に際しましては、搭乗便のロシア到着前48時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書（英文又は露語）を提示することが求められますので、ご留意願います。							

カナダ				最新情報の更新日	12月15日		
入国可否	ワクチン接種者は入国可能	入国後の隔離	無作為抽出による隔離	入国前の陰性証明提示	要（搭乗前72時間以内）		
日本のワクチン接種証明書の有効性	有効	日本帰国後の隔離	指定州からの帰国は14日=検疫所が確保する宿泊施設3日+自宅等11日（12月14日時点）	入国制限および検疫措置の詳細			
【在カナダ日本大使館12月3日更新】 https://www.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus-info-JP-2.html							
カナダにおけるB.1.1.529系統の変異株（オミクロン株）に伴う措置							
11月30日にカナダ公衆衛生庁が発表した項目において、以下については日間の航空機による移動にも影響が生じます。本措置の導入時期等についてはカナダ政府より発表される予定。 ・近日中に、米国以外の出発地から航空機到着するワクチン接種を完了した旅行者は、到着時の検査を受けることとなります。ワクチン接種を完了した旅行者は、到着時の検査結果を待つ間、隔離(quarantine)が求められます。 ・カナダ入国情権を持ち、ワクチン接種を完了していない旅行者は、引き続き到着時と8日目に検査を受け、14日間の隔離が必要です。ただし、航空機で入国する場合は、到着時の検査の結果を待つ間、指定された隔離施設またはその他の適切な場所に滞在することが求められます。 (カナダ公衆衛生庁発表) https://www.ca.emb-japan.go.jp/2021_shared_images/20211130.pdf							
入国対象者							
カナダに入国する新型コロナワクチン接種を完了した渡航者は、不可欠でない(non-essential)目的であっても入国が可能です。入国時には、ワクチン接種証明、「ArriveCan」の登録及び陰性証明書（5歳以上の者が空路で入国する場合、搭乗前72時間以内に取得したもの）の携行が必要となります。							
入国日の14日前までにカナダ連邦政府承認済みのワクチン接種を完了している場合、接種証明を「ArriveCan」で登録し、入国の際に書面または電子データで提示することで、疑わしい症状がない限りにおいて、入国1日目の検査対象として無作為抽出されなければ、入国1日目、8日目の検査及び14日間の自主隔離は免除されます。ただし、入国時に接種証明の要件が満たされていない、または疑わしい症状がみられると判断される場合にはこれらの免除措置は適用されないため、自主隔離計画の事前登録は行っておく必要があります。							
COVID-19 Vaccinated travellers entering Canada（カナダ連邦政府ホームページ） https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canada#determine-fully ArriveCAN-Canada（カナダ連邦政府ホームページ） https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/arrivecan.html また、現在のところカナダ入国の可否については、入国情的の他、ワクチン接種状況等も考慮されています。以下のページにてご自身がカナダ入国可能であるかの確認ができるようになっていますのでご参照ください。 Find out if you can enter Canada(カナダ連邦政府ホームページ) https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/wizard-start							
ワクチン接種義務							
2021年10月30日付で、カナダの空港から出発する航空機、VIA 鉄道及 びロッキーマウンテン鉄道、クルーズ船の 12 才以上の乗客についても、搭乗のためにワクチン接種を義務付けられます。							
2021年10月30日～11月29日の短期の移行期間中は、旅行者は、新型コロナワクチン分子検査の有効な結果を提示すれば搭乗・乗車が可能です。							
2021年11月30日以降は、新型コロナワクチン分子検査の結果は、ワクチン接種の代替としては認められません。旅行者は、ワクチン接種プロセスに着手していない場合、またはすぐには着手しない場合には、11月30日以降は旅行できないことになります。非常に限定された例外措置が設けられることになりますが、追加情報は今後数週間のうちに提供される予定です。							
加えて、通常はカナダ国外に居住する外国人であって、同年10月30日以前にカナダに入国したワクチン未接種の者については、移行措置が設けられる予定であり、これらの者は、2022年2月28日までは、旅行時に新型コロナワクチン分子検査の有効な結果を提示すれば、カナダを出国する目的で航空機に搭乗することが可能です。なお、カナダ連邦政府は11月19日付けで本件について、「カナダの国境・旅行措置の調整」として情報を更新しました。							
○カナダ連邦政府による発表（10月6日） https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/10/mandatory-covid-19-vaccination-requirements-for-federally-regulated-transportation-employees-and-travellers.html							
○カナダ連邦政府による追加情報（10月29日） https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/10/government-of-canada-provides-further-details-on-new-vaccine-requirements.html							
○「カナダの国境・旅行措置の調整」（11月19日） https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/11/adjustments-to-canadas-border-and-travel-measures.html							
【外務省海外安全HP（カナダ）12月15日更新】 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#Canada2							
ア 2021年9月7日以降に入国する新型コロナワクチン接種を完了した渡航者は、必要不可欠ではない(non-essential)目的であっても入国が可能。入国時には、ワクチン接種証明（以下詳細）、『ArriveCan』の受領証及び陰性証明書（5歳以上の者が空路で入国する場合、搭乗前72時間以内に取得したもの）の携行が必要。							
入围日から14日前までにカナダ政府承認済みのワクチンの接種を完了している場合（※1）、接種証明を『ArriveCan』で登録し（※2）、入国の際に書面または電子データで提示することで（※3）、疑わしい症状がない限りにおいて、入围1日目の検査対象として無作為抽出されなければ、入围1日目及び8日目の検査並びに14日間の自主隔離が免除される。							
ただし、入围時に接種証明の要件が満たされていない、又は疑わしい症状がみられると判断される場合にはこれらの免除措置は適用されないため、自主隔離計画の事前登録（※4）は引き続き行っておく必要がある。							
※1 カナダ政府が承認したワクチン一覧は以下ウェブページで参照可能。 https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canada#determine-fully							
※2 『ArriveCan』のリンクは右記のとおり。 https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/splash-arrivecan.html							
※3 接種証明には以下内容が全て登録されている必要がある（QRコードのみは不可）。							
・名前・接種機関・1回目の接種を受けた日付、国、ワクチンの種類・2回目の接種（同上、2回目接種のワクチンの場合）							
・接種機関が作成した接種記録書の画像又はPDFファイル（英語又は仏語のみ可）。接種記録書が他言語で作成された場合には、公証を得た英語又は仏語への翻訳版を登録することが必要）							
※4 『ArriveCan』で登録可能。							
イ カナダ政府承認済みのワクチン接種（上記※1）を入围14日前までに完了していない者は必要不可欠な目的に限って入围が認められるが、入围1日目及び8日目の検査を受けるとともに、入围後14日間隔離を行うことが必要。必要不可欠な目的として挙げられている主なものは以下のとおり（※5）。入围目的によっては部分的に自己隔離義務が免除される場合がある（※6）。							
※5 入围が認められる可能性があるかどうかについては、以下のウェブサイトで参照可能。 https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/wizard-start							
※6 検疫及び隔離に関する要件及びその免除については、以下のウェブサイトで参照可能。 https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/exemptions							

米国				最新情報の更新日	12月15日		
入国可否	ワクチン接種者は入国可能	入国後の隔離	ワクチン接種者への義務はなし	入国前の陰性証明提示	要（出発前1日以内）		
日本のワクチン接種証明書の有効性	有効	日本帰国後の隔離	指定州からの帰国は14日=検疫所が確保する宿泊施設3日+自宅等11日（12月14日時点）	入国制限および検疫措置の詳細			
【ESTAオンラインセンター12月14日更新】 https://esta-center.com/news/detail/990100.htm							
重要なお知らせ							
1. アメリカ渡航の新型コロナウイルス検査は「出発前1日以内」に 現地時間12月6日より、新型コロナウイルス検査による陰性証明書の検査日に関するルールは、これまでの「出発前3日以内」から「出発前1日以内」となりましたのでご注意ください。 2. アメリカ渡航は「ワクチン接種完了証明書」と「陰性証明書」の取得が必須に アメリカ政府が策定した新たな入国制限により、国外からアメリカへ渡航する18歳以上の方は、ワクチン接種完了が義務付けられました。航空機へ搭乗する際は英語で記載された以下の証明書の提示が求められますので携行をお願いします。 ・ワクチン接種完了証明書(海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書) ・出発前1日以内に行なった新型コロナウイルス検査による陰性証明書 また、アメリカ滞在時の連絡先に関する情報提供も求められ、渡航前に各航空会社へ提出する必要があります。新たな入国条件に関する詳細は「アメリカ政府が新たな入国制限の詳細を発表 11月8日より施行」 https://esta-center.com/news/detail/023600.htm をご確認ください。							
米国渡航を検討される方へ							
新型コロナウイルス感染拡大による検疫体制の強化に伴い、米国政府は2020年3月より入国条件の変更や制限措置などを実施しています。現地時間の2021年12月13日現在、CDC(アメリカ疾病予防管理センター)は日本の感染警戒基準をレベル3「感染リスクの高い地域」に指定。アメリカと日本を往来する渡航者に対し、引き続き警戒を呼び掛けています。アメリカ政府はESTA(エスタ)による渡航を認めていますが、日本を含む国外からの渡航者は州や地域で施行されている規制の遵守が求められます。ワクチン接種の有無を問わず、大半の州は屋内でのマスク着用を要請しています。また、集会や外出について厳しい措置を講じている州や地域がありますので、渡航を予定している方は事前に確認をお願いします。							
入国に関する注意事項							
アメリカ入国の新型コロナウイルス検査は「出発前1日以内」に 新型コロナウイルス変異種に対する防疫措置として、2021年1月26日より国外から空路でアメリカへ入国する全ての方は、PCR検査による陰性証明書の提示が義務付けられました。出発前1日以内にPCR検査を行い、英語表記による陰性証明書の取得をお願いします。過去3か月以内に新型コロナウイルスに罹患し快復した方は、渡航に支障がないことを示す医師による診断書が陰性証明書の代用として認められます。また、2021年11月8日より国外からアメリカへ渡航する18歳以上の方は、ワクチン接種完了証明書も必須となりました。ワクチン接種が完了していない2歳から17歳の児童も、「出発前1日以内」に行った新型コロナウイルス検査による陰性証明書の提示が求められます。ワクチン未接種の児童を伴って渡航する際は、事前に航空会社へ渡航条件と必要書類の確認を推奨します。							
日本国籍の方の米国渡航							
現地時間の2021年12月13日、米国務省は日本国内の感染状況を鑑みて、渡航警戒基準をレベル3(渡航の再検討を要請)としています。CDC(米国疾病予防管理センター)も日本をレベル3(感染リスクが高い地域)に指定し、往来する渡航者に対し警戒を呼び掛けています。日本を含む国外から入国する18歳以上の渡航者は、ワクチン接種完了証明書と、「出発前1日以内」に行った新型コロナウイルス検査による陰性証明書の提示が必須となりました。渡航の際はワクチン接種完了日から14日間以上の経過が求められますのでご注意ください。なお、特別な事情によりワクチン接種ができない方は渡航条件が異なります。当該の方は渡航前に航空会社への確認を推奨します。また、空港や航空機内、電車などの交通機関、公共の場ではマスク着用と社会的距離の保持が求められます。アメリカへ渡航する際は、滞在先で実施中の規制を事前に確認するようお願いします。							
【外務省海外安全HP（米国）12月15日確認】 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html#UnitedStatesGuam2							
米国時間2021年11月8日から、米国への入国（空路）に際しては、18歳以上の非移民である非米国市民に対し、ワクチン接種証明の提示が義務付けられる（一部免除あり。※）。 また、2021年12月6日から、ワクチン接種の有無にかかわらず、2歳以上の全ての旅客に対し、米国への「出発前1日以内」に取得した新型コロナウイルス検査の陰性証明書が求められる。 上記に加え、全ての渡航者に「宣誓書」の提出が求められる。 ※免除が認められる者 以下の者は、「例外宣誓書」を航空会社に提示することで免除される。 ●18歳未満の者 ●健康上、ワクチン接種が禁忌である者（医師の署名等が記載されたレターが必要。）等							
ワクチン接種証明の免除を受けて入国した場合、米国入国から3~5日後の検査、及び陰性であっても7日間の自己隔離の手配が必要（ただし、18歳未満の者については、ワクチン接種証明を保持する大人に同伴して入国する場合は、コロナ感染が疑われる症状が無い限り、隔離は不要。また、過去90日以内にコロナ陽性より回復したとの証明がある場合を除く。）。							
●CDC(米国疾病予防管理センター)発表、プレスリリース https://www.cdc.gov/media/releases/2021/p1025-International-Travel-System.html							
●CDC(米国疾病予防管理センター)発表、命令文・宣誓書フォーマット等 https://www.cdc.gov/quarantine/order-safe-travel.html							
●CDC、宣誓書フォーマット https://www.cdc.gov/quarantine/pdf/combined-passenger-attestation-p.pdf							

地域		最新情報の更新日
ノルウェー領 スバルバル諸島	<p>【スバルバル知事11月11日更新】https://www.sysselmesteren.no/en/news/2021/11/measures-against-covid-19-in-longyearbyen/ スバルバル、ロングイヤービンでの感染者発生に伴い、ソーシャル・ディスタンス、アルコールによる手指洗浄を奨励している。また、店舗で他人との距離を保てない場合はマスクの着用を推奨している。</p> <p>【スバルバル知事12月3日更新】https://www.sysselmesteren.no/en/news/2021/12/covid-test-when-you-travel-to-svalbard---updated-information/ スバルバルへ渡航する全ての人（ワクチン完全接種者を含め）は、スバルバルへ出発する前に迅速抗原検査の陰性結果を提示しなければならない。検査は出発前24時間を超えてはならず、セルフテストの陰性結果は無効である。</p>	12月3日
グリーンランド	<p>【Visit Greenland（グリーンランド渡航サイト）12月10日更新】https://visitgreenland.com/corona-faq/ 休日が近づいておりサイトの更新ができる可能性があるため、最新情報はcorona.nun.grを確認のこと。</p> <p>ワクチンの完全接種者のみグリーンランドへ渡航でき、12～17歳の子供にも適用される。グリーンランドの居住者、11歳以下の子供は免除される。 デンマーク以外に居住する渡航者の入国は、デンマークの入国規則等により決定される。乗り継ぎの規則については、デンマーク渡航者向けサイトhttps://en.coronasmitte.dk/travel-rules/covidtravelrulesを確認のこと。</p> <p>全ての渡航者（2歳以上、渡航の14日前から12週前にCOVID-19に感染したことがない者）は、グリーンランドへ出発する48時間前のPCR検査結果が陰性である必要がある。検査は北欧諸国、EU、EFTA、英国のいずれかの病院または診療所で実施しなければならない。</p> <p>ワクチンを完全接種している場合は、グリーンランド到着時に検疫や再検査を求められない。グリーンランドでは、最後のワクチン接種から14日後に完全接種と見なす。</p>	12月10日
米国アラスカ州	<p>【アラスカ州政府】https://covid19.alaska.gov/travelers/ ワクチン未接種者の旅行前の受検は感染拡大防止につながるとしている。また、旅行者は到着時に無料で受検できる。ワクチン接種者（完全接種）は、受検や自己検疫が求められない。6月1日から、アラスカへの旅行者は無料のワクチンを接種できる。</p>	-
共同利用施設		最新情報の更新日
ニーオルスン基地	<p>【Nyalesund Research Station（ニーオルスン基地サイト）12月14日確認】https://nyalesundresearch.no/covid-info/ ノルウェー国民を含めた全てのノルウェー渡航者は、ノルウェー到着前に登録する必要がある。 12月3日付けで、全てのノルウェー渡航者は到着後に受検しなくてはならない。また、スバルバル到着前に陰性証明が必要となる要件が再導入された。 ニーオルスンへの渡航者は、雇用状況とニーオルスンへ渡航する必要性が記載された雇用主による正式なレターが必要である。NPIIはノルウェーのホストとして、サポートレターを発行できる。サポートレターは入国許可を保証するものではないため注意すること。入国の最終決定はノルウェー国境警察がおこなう。ノルウェー行きフライトへ搭乗するために必要な書類については、航空会社へ問い合わせて下さい。 11月19日より、ニーオルスン発着の航空機内ではマスクを着用しなければならない。</p> <p>【Kings Bay社】https://kingsbay.no/covid19/ Kings Bay社は村内でのソーシャル・ディスタンス、手指衛生、体調が悪い場合は家に滞在することを注意喚起している。</p>	12月14日
スバルバル大学（UNIS）オフィス	<p>【スバルバル大学】https://www.unis.no/resources/hse/covid-19-measures-at-unis/ 12月3日、ノルウェー政府はスバルバルに新しい規制を導入し、スバルバルへ渡航する全ての人はスバルバルへ出発する前に迅速抗原検査の陰性結果を提示しなければならない。検査は出発前24時間を超えてはならず、セルフテストの陰性結果は無効である。 海外からノルウェーに到着した場合、感染者と接触したまたはワクチン接種済みである場合に適用される規制は、ノルウェー保健局のHPから確認できる。 The Norwegian Directorate of Health https://www.helsedirektoratet.no/english/corona/english-quarantine-and-testing-in-norway-these-rules-apply-to-you 1mのソーシャル・ディスタンスが推奨され、手指や咳の衛生を良くし、体調が悪い場合は家に滞在し検査を受けることが重要である。</p>	12月6日

共同研究提携施設		最新情報の更新日
アラスカ大学フェアバンクス校 国際北極圏研究センター (IARC)	【アラスカ大学5月25日更新】 https://drive.google.com/file/d/1lyL8j6EfW1zIDFFSs_3wutJLu7XqDyM9/view 大学のキャンバスや敷地への訪問者は、大学の運営ガイドラインと安全対策を遵守する必要がある。 コロナウイルスに関する情報はフェアバンクス校特設ページ (https://sites.google.com/alaska.edu/coronavirus/uaf) を参照のこと。	5月25日
チェコ・スバポーダ基地 (ロングイヤーピン)	【チェコ・スバポーダ基地6月1日更新】 https://www.prf.jcu.cz/en/cars/news/operating.html 6月1日～8日に観測船Clioneによる海洋観測を実施。（Facebookに記載）一部を除き、6月初めより基地を再開。	6月1日
グリーンランド天然資源研究所 (GINR) 施設	【GINR施設】 https://natur.gl/?lang=en 施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	-
カナダ極北研究ステーション (CHARS) 基地	【カナダ政府12月9日更新】 https://www.canada.ca/en/polar-knowledge/charusingcampus.html Polar Knowledge Canadaは2022年の研究サポートの申請や共用スペースの利用申請を受け付けている。研究支援を依頼する者は、フォームへ記入し期限までに提出すること。 申請フォームは期限（2022年3月1日～6月30日の利用申請：2021年11月26日締切り、2022年7月1日～10月31日の利用申請：2022年2月18日締切り、2022年11月～2023年2月28日の利用申請：2022年8月26日締切り）までに提出する必要あり。	12月9日
ロシア スパスカヤ/パッド 観測拠点	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	-
ロシア ケープ・バラノバ基地	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	-
カナダ ラバル大学 北方研究センター (CEN)	【北方研究センター】 https://www.cen.ulaval.ca/en/index.php 研究ステーションは特定の条件下で利用できる。研究ステーションの予約、承認については、右記サイトの連絡先までメールすること。	-

※「感染症危険情報」のカテゴリー及び発出の目安

カテゴリー	発出の目安
レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。 渡航は止めてください。(退避勧告)	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

詳細：外務省海外安全ホームページ感染症危険情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

日本-ニーオルスンにおける荷物の輸送状況

配送会社	配送方法	状況	確認日
日本郵便	EMS	日本からニーオルスンへ発送できますが、輸送が遅延しています。海上輸送は貨物混雑のため、現地到着まで平常期に比べ3か月程度遅れる可能性があります。航空機の減便等により運送スペースの不足等が生じていることから、航空機への搭載に2~3週間程度の期間を要します。 ※配達遅延・引受停止については、日本郵便HP (https://www.post.japanpost.jp/cgi-kokusai/country.php?cid=147) からご確認下さい。	12月15日
Posten	国際郵便	ニーオルスンから日本へ発送できますが、輸送が遅延しています。 ※発送停止の情報については右記に示す、ノルウェー郵便PostenのHP (https://www.posten.no/en/customer-service/country-list-parcels-updated) からご確認下さい。	12月15日
Bring	国際郵便/国際宅配便	ニーオルスンから日本への発送が可能です。 ※発送に関する情報については、BringカスタマーサービスHP (https://www.bring.no/en/customer-service?_ga=2.268820593.1464018051.1628571276-1137923700.1627279925) からご確認下さい。	-
DHL	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能です。ただし、国連番号がついている危険品は輸送できません。ニーオルスンから発送する場合はKings Bay社へ確認する必要があります。	2020年 11月19日
FedEx	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能です。国連番号がついている危険品については、往路、復路で発送要件が異なるため現地法人へ確認が必要です。	3月25日
SAS Cargo	国際航空貨物	7月12日よりスカンジナビア航空は、羽田～コペンハーゲン間の運行を再開。航空貨物代理店より、航空貨物の輸送業務が可能との連絡あり。10月発送実績あり。	11月4日